

# 福岡県公報

平成19年11月5日  
第 2 7 4 7 号

## 目 次

告 示 (第2053号 - 第2075号)

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) .....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	2
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	3
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	3
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (治 山 課) .....	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (治 山 課) .....	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (治 山 課) .....	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (治 山 課) .....	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (治 山 課) .....	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (治 山 課) .....	5
公共測量の終了 (土木管理課) .....	6
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	6
県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課) .....	6

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	6
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	6
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	7
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	7
廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (廃棄物対策課) .....	7

## 公 告

一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	8
選挙管理委員会 政治団体の平成18年分収支報告書の要旨の一部訂正 (地 方 課) .....	10
正 誤 開発行為に関する工事の完了 (平成19年10月福岡県告示第2736号) 中正誤 .....	12

## 告 示

福岡県告示第2053号  
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日  
平成19年10月22日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 イオンモール福岡ルクル  
(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3 番地 外
- 3 大規模小売店舗の店舗面積の合計

	変 更 前	変 更 後
本 棟	55,446平方メートル	61,580平方メートル

#### 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### (1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地外	3,900	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地外	4,130

##### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数 (台)	駐輪場の位置	収容台数 (台)
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地外	1,507	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地外	628

##### (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地外	444.855	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地外	523.68

#### 5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### (1) 駐車場の自転車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置

11	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地 外	7	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地 外
----	----------------------------	---	----------------------------

福岡県告示第2054号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 シュロアモール筑紫野東側敷地
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市原田836番地5外

##### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第2055号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 シュロアモール筑紫野西側敷地
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市原田836番地4外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第2056号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字南原1590-1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字南原1010

羽廣 年史

福岡県告示第2057号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町若久町3丁目4-8及び4-54から4-67（第一工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町若久町3丁目2番地の5

東不動産 代表者 東本 彦浩

福岡県告示第2058号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡みやこ町大字田中字中迫388、390-1、390-2、391、392-1、392-2、  
字中新池396-1、396-2及び397から399まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社 ナフコ 代表取締役 深町 勝義

福岡県告示第2059号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年7月27日農林水産省告示第1060号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに大野城市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2060号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成7年10月11日福岡県告示第1731号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2061号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成7年12月13日農林水産省告示第2001号（4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2062号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成4年3月13日農林水産省告示第332号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2063号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成3年5月13日農林水産省告示第605号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第2064号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年6月25日福岡県告示第951号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第2065号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年1月9日農林水産省告示第12号（4及び5に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに福岡市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第2066号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年7月23日農林水産省告示第1191号（1及び2に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第2067号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年7月23日農林水産省告示第1192号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2068号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成19年9月30日

福岡県告示第2069号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字花ヶ浦3丁目674番3、674番5、677番1、677番5、682番1から682番3まで、682番6から682番10まで並びに水路である町有地の全部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原1427

山田 タメノ

福岡県告示第2070号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営合河西部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成19年11月5日から	豊前市役所
県営合河西部地区土地改良（農業用排水施設整理）事業変更計画書の写し	平成19年12月4日まで	

福岡県告示第2071号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市多田字重見88番122及び88番124から88番130まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市二保232番地7

高栄土地開発株式会社 代表取締役 縄手 鈴枝

福岡県告示第2072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月 5 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	県 道	天生田吉国線	前	行橋市大字下検地157番先から 同市大字下検地164番先まで	13.0 ~ 20.5	35.0
			前	同上	15.0 ~ 29.0	
行 橋	一 般 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川上伊良原746番3先から 同郡同町犀川上伊良原771番2先まで	4.4 ~ 14.4	162.0
			後	同上	4.7 ~ 14.7	
行 橋	一 般 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川上伊良原771番1先から 同郡同町犀川上伊良原793番1先まで	4.0 ~ 19.1	124.5
			後	同上	9.2 ~ 19.1	

福岡県告示第2073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月 5 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月 5 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
行 橋	行 橋 添 田 線	京都郡みやこ町彦徳675番 1 先から 同郡同町彦徳664番 2 先まで
行 橋	津 野 犀 川 線	京都郡みやこ町犀川喜多良1966番 1 先から 同郡同町犀川喜多良1986番先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川上伊良原746番 3 先から 同郡同町犀川上伊良原771番 2 先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川上伊良原792番 1 先から 同郡同町犀川上伊良原800番 2 先まで

福岡県告示第2074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月 5 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月 5 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
行 橋	下 深 野 犀 川 線	京都郡みやこ町光富494番 2 先から 同郡同町光富316番 4 先まで

福岡県告示第2075号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第 1 項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成19年11月 5 日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する区域

宮若市鶴田字水町2072番1、2072番2、2073番1、2074番、2075番1、2075番2、2075番4、2076番1、2076番2、2076番5、2077番1、2077番2、2078番2、2079番3、2079番4、2079番5、2090番2、2090番3、2090番4、2090番5、2091番2、2092番、2093番、2094番1、2095番1、2096番1、2096番2、2097番1、2097番2、2114番4、2119番の一部、2120番の一部、2121番2の一部、2121番6の一部、2122番、2123番、2124番、2125番5、2126番、2127番、2128番1、2128番2、2129番、2130番、2131番、2132番1、2132番2、2132番4、2132番6、2133番1、2133番2、2134番、2135番1、2135番3、2136番1、2136番3、2137番1、2137番2、2138番1の一部、2139番4、2140番1、2140番2、2141番、2142番3、2143番、2144番1、2145番、2146番、2147番、2148番2、2149番、2150番1、2150番2、2151番、2152番2、2153番、2154番、2155番、2156番、2157番3、2158番1、2158番2、2159番1、2159番2、2160番及び2161番、字小原2166番2、2167番2、2168番2、2169番2及び2169番5並びに字管牟田2243番1、2244番3、2245番、2246番、2247番2、2248番2、2249番、2250番、2251番1、2251番2及び2252番4並びに水路・里道である市有地の一部

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

- ア 男性警察官用乗車用雨衣（交機隊等用） 68着
- 男性警察官用乗車用雨衣（所属用） 17着
- イ 男性警察官用交通乗車服夏服上衣 187着
- 男性警察官用交通乗車服夏服下衣 139本
- 男性警察官用交通乗車服合服上衣 95着
- 男性警察官用交通乗車服合服下衣 104本
- 男性警察官用交通乗車服冬服上衣 92着
- 男性警察官用交通乗車服冬服下衣 60本

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年2月15日（金）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年11月14日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	織 維	AA、A、B
12	01	百 貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
- (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (6) 納入する物品に必要とする生地の手配を受けられること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (9) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
- ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
- イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-4141 内線2233
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出期間  
平成19年11月5日（月）から平成19年11月14日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法

- 直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知  
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成19年11月5日（月）から平成19年11月14日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所  
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所  
4の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成19年11月16日（金）午後6時00分
- (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡県警察本部地下1階入札室
- (2) 日時  
ア 平成19年11月19日（月）午前10時00分  
イ 平成19年11月19日（月）午前10時30分
- 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

### 13 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

### 15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第148号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党うきは市支部及び稲員大三郎後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成18年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成19年9月28日福岡県選挙管理委員会告示第137号）の一部を、次のとおり改める。

平成19年11月5日

## 福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

平成18年分収支報告書の要旨中、自由民主党うきは市支部の項を次のとおり改める。

16	自由民主党うきは市支部	
	報告年月日	平成19年02月28日
1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	1,139,832円
ア	前年からの繰越額	700,195円
イ	本年收入	439,637円
(2)	支出総額	692,589円
(3)	翌年への繰越額	447,243円
2	本年收入・支出の内訳	
(1)	収入の内訳	
ア	個人の負担する党費又は会費 ( 89) 人	104,000円
ウ	機関紙誌の発行その他の事業による (内訳別掲)	44,000円
オ	本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (内訳別掲)	234,000円
カ	その他の収入	57,637円
(イ)	1件10万未満のもの	57,637円
計	(本年收入額)	439,637円
(2)	支出の内訳	
ア	経常経費	130,938円
(ア)	人件費	42,500円
(ウ)	備品・消耗品費	3,438円
(エ)	事務所費	85,000円
イ	政治活動費	561,651円
(ア)	組織活動費	534,775円
(カ)	その他の経費	26,876円
計		692,589円
	(内 訳)	

## ウ 機関紙誌の発行その他の事業による

総務会 会費

		44,000円	
小 計		44,000円	
オ	本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党福岡県支部連合会		
		234,000円	福岡市博多区
小 計		234,000円	
	平成18年分収支報告書の要旨中、稲員大三元後援会の項を次のとおり改める。		
40	稲員大三元後援会		
	稲員 大三元		
	指定市議福岡		
	報告年月日	平成19年03月29日	
1	収入・支出の総額		
(1)	収入総額	2,284,484円	
ア	前年からの繰越額	1,684,336円	
イ	本年收入	600,148円	
(2)	支出総額	94,567円	
(3)	翌年への繰越額	2,189,917円	
2	本年收入・支出の内訳		
(1)	収入の内訳		
イ	寄附	600,000円	
(ア)	寄附 (内訳別掲)	600,000円	
c	政治団体からの寄附	600,000円	
カ	その他の収入	148円	
(イ)	1件10万未満のもの	148円	
計	(本年收入額)	600,148円	
(2)	支出の内訳		
イ	政治活動費	94,567円	

(カ) その他の経費 94,567円  
 計 94,567円  
 (内 訳)  
 イ (ア) c 政治団体からの寄附  
 自由民主党福岡県第二選挙区支部

自由民主党福岡県支部連合会 400,000円 福岡市南区  
 200,000円 福岡市博多区  
 小 計 600,000円

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・10・10	2736	告 示	1852	2			後ろから 9		澤田 保夫	末次 勝

